

宮城県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事等から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成19年 5月11日

宮城県監査委員職務執行者	菊 地 浩
宮城県監査委員職務執行者	藤 原 範 典
宮城県監査委員	遊 佐 雅 宣
宮城県監査委員	谷地森 涼 子

記

1 監査委員の報告日

平成19年 2月 9日

2 通知のあった日

知事 平成19年 4月20日

教育委員会委員長 平成19年 4月 3日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 団体名 宮城県土地開発公社

監査委員の報告の内容

長期保有地の処分及び利用促進を図り、事業収支の改善に努める必要がある。

措置の内容

長期保有地の取得経緯には様々な形で県が関与していることから、今後も継続して関係各課及び公社とともに利活用策を検討していく。また、公有地についても関係課に対し早期の買取り要請を継続していくとともに、公社に対しても経営改善に向けた助言・指導をしていく。

(2) 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

監査委員の報告の内容

ア 一部施設において通帳管理の不徹底が認められたので、改善する必要がある。

イ 賞与引当金に関する会計方針が明確になっていないこと及び同引当金の計上基準を計算書類に注記していないことが認められたので、改善する必要がある。

措置の内容

ア 会計基準、経理規程等に基づき適正かつ明確な会計事務処理が徹底されるよう指導していく。

イ 会計基準に基づき，賞与引当金の計上基準など重要な会計方針については，適切に計算書類への表示を行うよう指導していく。

(3) 団体名 財団法人みやぎ林業活性化基金

監査委員の報告の内容

会計年度を超えて決算処理を行っていることが認められたので，改善する必要がある。

措置の内容

決算は，寄附行為に定めるとおり3月31日で締め，未払金は貸借対照表及び財産目録に計上するなど，今後は会計年度を守るよう指導した。

(4) 団体名 宮城県開発株式会社

監査委員の報告の内容

退職給付引当金の充足に努める必要がある。

措置の内容

監査の指摘を受け，団体は経営状況を踏まえながらではあるが，適正な水準まで引当金を積み増すこととし，平成18年度から定期預金として積立を開始している。今後は、団体の引当金繰入の状況に注意を払いながら，必要に応じて指導していく。

(5) 団体名 社会福祉法人新生会

監査委員の報告の内容

軽費老人ホーム事務費補助金の対象経費の計上額に誤りが認められたので，改善する必要がある。

措置の内容

法人に実績報告書を再提出させ，精査の上，補助金の額の再確定を行うとともに，過大となっている補助金については返還を求める予定である。

(6) 団体名 特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

監査委員の報告の内容

協定に基づくNPOプラザ収支決算書が不正確なまま提出されていたので，適正に作成する必要がある。

措置の内容

内部牽制機能の確立，会計年度の所属区分の明確化等を内容とする会計処理基準や体制を整備し，収支決算書の作成を適正に行うよう指導した。

(7) 団体名 財団法人宮城県スポーツ振興財団

監査委員の報告の内容

引当金の計上基準に関する重要な会計方針について，経理規程等と計算書類に対する注記の間に不整合が認められたので，統一を図る必要がある。

措置の内容

当該財団の経理規程の重要な会計方針の中に，引当金の計上基準の項があり，その中に「退職給与引当金 = 期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上する。賞

与引当金 = 法人税法に定める繰入限度額に相当する金額を計上する。」と規定されているが、現在両引当金とも計上していないことから、計算書類にも記載せず、注記もしていないため不整合とされたものである。当該財団の給与規程において、「退職金は、中小企業退職金共済事業団の退職金共済契約約款に定めるところにより支給する。」と定めており、同共済に加入していることから引当を行っていない。また、賞与引当金については、法人税法が改正され廃止された制度が規程上、そのままとなっていた。以上のことから、経理規程を改正し引当金の項目を削除した。